

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用
に関する取組指針について

平成 26 年 8 月 5 日
男女共同参画推進本部決定

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に
ついて別紙のとおり定める。

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

1. 基本的な考え方

日本経済の持続的な成長を促進するためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮させることが重要であり、政府としては、「2020年30%」の目標の実現に向け、女性の活力が十分生かされるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含めた、実施可能な施策を多面的に講じていく必要がある。

その一つとして、公共調達及び補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の対象となる補助金等をいう。以下同じ。）の分野におけるポジティブ・アクション等が考えられるが、その実施の際には、憲法の平等原則との関係を踏まえつつ、公正性及び経済性の確保等、対象となる公共調達及び補助金の各制度が本来達成すべき目的が阻害されないよう配慮する必要がある。

本取組指針は、上記を踏まえ、公共調達及び補助金の分野において、公正性及び経済性を確保しつつ、現行法の枠組み内において認められ得る女性の活躍推進を図るための方法及び対象範囲を可能な限り明確化することにより、以下に掲げる内容について、可能な範囲での各府省における自主的な取組を促進するとともに、これらの取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を推進することを目的とするものである。

2. 公共調達

(1) 総合評価落札方式等において積極的に評価すべき事業

例えば以下のようなものが考えられる。

- ① 男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス（以下「男女共同参画等」という。）に関連する調査、広報及び研究開発事業について総合評価落札方式や企画競争による調達を行う際、男女共同参画等に係る取組状況を評価項目として設定する。
- ② 女性が重要な対象である広報事業等について総合評価落札方式や企画競争による調達を行う際、女性が経営に参画している企業（以下「女性経営企業」という。）や男女共同参画等に取り組む企業を評価する。

※ 不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価を行うことが求められる。

(2) 発注先候補となる機会の増大

以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業に対し、調達案件の把握方法を知らせる等の啓発活動を行う。
- ② 指名競争入札による調達を行う際、指名基準に該当する企業に男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業がある場合には、指名先に含める。
- ③ 少額随意契約の際、男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業を見積先に含める。

※ 不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、男女共同参画等に取り組む企業等を的確に把握することが求められる。

(3) 女性の活躍推進等に関する取組状況の報告等

以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 入札又は契約締結等の際に、発注先企業の決定に影響を与えないことを前提に、企業による女性の活躍推進に関する取組状況等について、様式を示した上で任意の報告を求めるとともに、同意が得られた企業について、女性の活躍推進に関する取組状況の報告内容を一元的に公開する。
- ② 入札等の機会を利用し、女性の活躍推進等に関するパンフレットの配布等により企業の理解を求める。

※ 上記取組を行う際には、事業の目的及び内容や発注者及び企業の負担等に配慮した仕組みを構築することとする。

(4) 納期の設定に際しての留意事項

発注に当たり、要求される業務の量・水準に比し、極端に短い期間の納期を設定することは、経済性の観点からも望ましいことではないため、計画的な発注により十分な納期を設定するよう配慮することが適当である。

3. 補助金

(1) 女性の活躍推進を直接の目的とする補助金

「2020 年 30%」の目標に照らし、ある分野における指導的地位に占める女性の割合が3割を大幅に下回っている等男女間の実質的な格差が存在している場合、こうした格差を解消することを直接の目的とする補助金を設置する合理性が認められ得る。

(2) 両立支援等女性の活躍推進に資する環境整備を対象とする補助金

対象とする補助金の本来の補助目的の達成に有用な限度において、女性の活躍推進に向けた取組を条件とすることや、女性の活躍推進に取り組む企業等を優遇することなどが考えられる。

(3) 女性の活躍推進とは異なる政策目的を主たる目的とする補助金における措置

補助金の政策目的の達成に女性の活躍が貢献する場合や女性の活躍推進が副次的な目的として位置付けられる場合は、次のような措置を講ずることが考えられる。

① 優先枠の設定、補助金額の加算等の優遇措置

(2)と同様に女性の活躍推進に取り組む企業等を優遇する。

② 女性の活躍推進に関連するメニューの設定

補助金の政策目的を達成する手段の一つとして、女性特有の課題に対応する事業をメニューとして設け、補助金交付申請者の選択に委ねる。

③ 各種措置の組合せ

①、②の措置を組み合わせる。

※ 補助金の対象となる分野において女性の活躍を推進する必要性、優遇措置等により補助金の政策目的を達成できることを客観的に示すことが必要（関係法令及び基本計画への明記、審議会等での議論等）。

(4) 女性の活躍推進等に関する取組状況の報告等

女性の活躍推進等に関連する補助金の申請の機会を捉えて、補助金の交付決定に影響を与えないことを前提に、公共調達の場合に準じて、企業に対し任意の報告等を求める。

(5) 女性向けの周知活動等の支援

女性が補助金を活用できる機会を実質的に増大させるため、女性向けの周知活動等を行う手法は、補助目的や効率的な執行を損なわない限り認められる。

4. その他

(1) 各府省による取組状況の公表

毎年度、各府省による取組状況を内閣府で取りまとめ、公表する。

(2) 今後の検討事項

上記２．及び３．で挙げた項目については、現時点で公共調達及び補助金に関して考えられる取組を挙げたものであるが、当該項目に当てはまらない場合についても、財務省を含む関係府省と調整の上、適当と認められる案件については、積極的に取り組むことが考えられる。

(3) その他

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、本取組指針の円滑な実施を図るため、本取組指針の実施要領を定め、各府省に提示するものとする。